

ITER 高周波加熱装置の調達のための
機器設計・試作試験に係る労働者派遣契約
仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
那珂フュージョン科学技術研究所
I T E R プロジェクト部 R F 加熱開発グループ

1. 件 名

ITER 高周波加熱装置の調達のための機器設計・試作試験に係る労働者派遣契約

2. 目 的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）は、ITER プロジェクトにおける国内機関の責務として実施する調達活動（調達準備活動を含む。）を進めている。

本仕様書は、ITER 用高周波加熱装置の調達活動の中で、その装置を調達するための機器設計・試作、性能確認試験などの開発試験業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、RF 加熱開発グループ所掌の以下の試験装置、作業エリア（放射線管理区域を含む。）にて実施されるものである。

- (1) JT-60 付属実験棟 大実験室
- (2) JT-60 付属実験棟 マイクロ波実験室
- (3) JT-60 高周波加熱装置の設置エリア
- (4) JT-60 付属実験棟 居室

具体的な作業は、以下のとおり。

- 1) ITER 調達活動における調達予定機器および関連機器のための各種試験の実施
 - ①ジャイロトロンのモード変換器の性能向上のための準光学設計・試作開発試験業務
 - ②ジャイロトロンに接続する補器類の準光学設計・試作開発試験業務
 - ③ランチャーに係る準光学設計・試作開発試験業務
 - ④上記関連機器の設計・試作試験、関連する技術打合せや試験等の立会
 - ⑤ITER 機構との交渉を行うための資料作成業務及び打合せ出席
 - ⑥ITER 機構における監督業務の補助
 - ⑦SIEMENS 社製 PLC を使用したジャイロトロン制御装置の開発及び保守
 - ⑧上記業務における調達品の発注・起票、発注メーカーとの打合せ及び試験等の立会い

上記業務と密接不可分・一体的に行われる付随業務として、国内機関の担当者の指示のもと、試験結果の報告書の作成、関連する書類・図面・整理・保管等の作業を行うこと。

- 2) その他上記の付随的業務

上記 1) に関する業務で、派遣労働者の就業場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

- (1) 高周波加熱装置の試験機器・装置等の設計及びそれらの機器を使用した研究開発を行うために必要な知識・技術力を有すること。
- (2) 上記業務を遂行する上で必要な事務系パソコンソフトウェア (MS-Word 及び MS-Excel)、電磁波伝播解析ソフトウェア (TICRA-GRASP 及び ZEMAX) を用いた準光学設計、Fortran、C 言語並びに Python による科学計算、開発用ソフトウェア環境 EPICS を用いた試験機器の制御、が可能なこと。
- (3) SIEMENS 「TIA Portal サービスコース 1」を受講済みであること。
- (4) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと(日本語を母語とするか、日本語能力検定 N1 に合格していること)。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 RF 加熱開発グループ
住所：茨城県那珂市向山 801-1
必要に応じて派遣労働者の自宅等
電話番号：029-270-7440

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 RF 加熱開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所 ITER プロジェクト部 RF 加熱開発グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。
ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

11. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間：9時00分から17時30分まで（休憩時間60分を含む）

(2) 休憩時間：12時から13時まで

必要に応じ、業務時間外作業及び出張を実施する場合がある。

なお、業務時間外作業及び出張労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

12. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

13. 人 員 1名

（派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。）

14. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは60歳以上の者に限定するか否かの別

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者又は60歳以上の者に限定しない」

15. 服 務 等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

16. 提 出 書 類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち（1）～（5）については「指揮命令者」と「派遣先責任者」（人事担当課）へ各1部、（6）については契約担当課へ速やかに提出すること。

（1）派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）

（2）派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

（3）派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）

（4）派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）

（5）仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）

（6）その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書または健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとすること）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QSTの業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QSTが量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほかQSTの規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちにQSTに連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。

- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（業務後、QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。また、特に次の事項に注意しなければならない。
 - ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を機構外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QST と協議のうえ、その決定に従うものとする

以上